



国官技 第 357 号

平成 24 年 3 月 28 日

北陸地方整備局企画部長 殿

国土交通省大臣官房技術調査課長



非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について

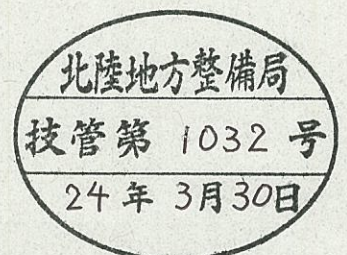
非破壊試験等によるコンクリートの品質管理手法の導入は、コンクリート構造物の出来形及び品質の確保を一層図るとともに、監督・検査の充実を目的とし実施するものである。

このたび、非破壊試験等によるコンクリートの品質管理手法として以下のとおりを改定したので、各地方整備局等においては、別紙記載の内容に留意の上、以下に基づき微破壊・非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理を実施されたい。

なお、「微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定を用いた品質管理について(案)」(平成 21 年 3 月 31 日付け国官技第 344 号)及び「非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理について(案)」(平成 21 年 3 月 31 日付け国官技第 345 号)は廃止する。

また、要領については、平成 24 年 4 月 1 日以降に契約の手続きを開始する工事において適用するものとし、それ以外の工事においては監督職員と協議により適用を決定するものとする。

1. 微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定を用いた品質管理について (別紙 1)
2. 非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理について (別紙 2)



微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定を用いた品質管理について

第1 目的

微破壊・非破壊試験を用いた品質管理手法（以下、「本手法」という。）は、微破壊・非破壊試験を用いてコンクリート構造物の強度が適正に確保されていることを確認するために行うものであり、この手法を活用した施工管理や監督・検査の充実を図ることでコンクリート構造物の適正な品質確保をめざすものである。

第2 試行における対象工事の範囲

新設のコンクリート構造物のうち、橋長 30 m 以上の橋梁上部工事及び橋梁下部工事を対象とする。

第3 発注者及び受注者が実施すべき事項

微破壊・非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理は、別添 1「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）に従い実施するものとする。その際、発注者及び受注者が実施すべき事項を、下記 1 から 3 に記す。

1. 受注者による施工管理

受注者は、要領に基づき、日常の施工管理を実施する。また、測定方法や測定箇所等については、施工計画書に記載し提出するとともに、測定結果については、測定結果報告書（「要領 3.4 測定に関する資料の提出等」参照）を作成し提出する。

2. 監督職員による立会及び報告書の確認

監督職員は、受注者が行う非破壊試験に対し、1 工事につき 1 回以上立会するとともに、任意の位置を選定（1 箇所以上）し、受注者に非破壊試験を実施させ、測定結果報告書を確認する。

3. 検査職員による検査

検査職員は、完成検査時に全ての測定結果報告書を確認する。

なお、中間技術検査においても、出来るだけ測定結果報告書の活用による検査の実施を行うものとする。

第4 試験に要する費用

試験に要する費用は、別途技術管理費に積み上げ計上すること。

第5 その他

発注者及び受注者は、本手法の趣旨及び微破壊・非破壊試験の実施手法を十分に理解しつつ、本手法の円滑な実施に努めるものとする。

なお、本手法によりコンクリート構造物の強度を測定する場合は、「土木コンクリート構造物の品質確保について」（国官技第61号、平成13年3月27日）に基づいて行うテストハンマーによる強度測定調査を省略することができるものとする。

附則

この通知は、平成24年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理について

第1 目的

非破壊試験を用いた品質管理手法（以下、「本手法」という。）は、非破壊試験を用いてコンクリート構造物の鉄筋の配筋状態及びかぶりが適正に確保されていることを確認するために行うものであり、コンクリート構造物の適正な品質確保並びに施行管理や監督・検査の充実を目指すものである。

第2 試行における対象工事の範囲

対象構造物は、新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工事、橋梁下部工事及び重要構造物である内空断面積 25m^2 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）を対象とする。

第3 発注者及び受注者が実施すべき事項

非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理は、別添2「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定」（以下、「要領」という。）に従い実施するものとする。その際、発注者（監督職員、検査職員）及び受注者が実施すべき事項を、下記1から3に記す。

1. 受注者による施工管理

受注者は、要領に基づき、日常の施工管理を実施する。また、測定方法や測定箇所等については、施工計画書に記載し提出するとともに、測定結果については、試験結果報告書（「要領 3.4 測定に関する資料の提出等」参照）を作成し提出する。

2. 監督職員による立会及び報告書の確認

監督職員は、受注者が行う非破壊試験に対し、1工事につき1回以上立会するとともに、任意の位置を選定（1箇所以上）し、施工者に非破壊試験を実施させ、測定結果報告書を確認する。

3. 検査職員による検査

検査職員は、完成検査時に全ての測定結果報告書を確認する。

なお、中間技術検査においても、出来るだけ測定結果報告書の活用による検査の実施を行うものとする。

第4 試験に要する費用

試験に要する費用は、別途技術管理費に積み上げ計上すること。

第5 その他

発注者及び受注者は、本手法の趣旨及び微破壊・非破壊試験の実施手法を十分に理解しつつ、本手法の円滑な実施に努めるものとする。

附則

この通知は、平成24年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。